

公 告

鳥取市立病院テレビ付床頭台等設置運營業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成31年4月9日

鳥取市病院事業管理者 平 野 文 弘

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 鳥取市立病院テレビ付床頭台等設置運營業務
- (2) 業務場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院
- (3) 業務内容
病室テレビ付床頭台、ロッカー及び洗濯機等の設置、それに係るシステムの管理運営
- (4) 契約期間
契約日（業務開始予定日は令和元年11月1日）から令和8年10月31日まで
ただし、設置した物品の状態により最大3年間の契約更新を行う場合がある。この契約更新の際は、契約に関する諸条件の再協議を行うものとする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取市の平成30・31年度競争入札参加資格（製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（平成29年鳥取市告示第443号）に基づく競争入札参加資格）を有する者又は有する見込みである者であること。
- (2) この公告の日から契約までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条又は鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この公告の日から契約までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第5条及び第7条に基づき、自家型発行者の届出を内閣総理大臣に提出し受理された者、若しくは第三者型発行者として内閣総理大臣の登録を受けた者であること
- (6) 病床数200床以上の総合病院において、病室の床頭台テレビの設置及びテレビカードシステムの運営を平成26年4月1日から平成31年4月1日までの間に1年間以上継続して行った実績がある者であること。

3 募集要項等の配布

募集要項等は、鳥取市立病院ホームページ (<http://hospital.tottori.tottori.jp/>) に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接配布するものとする。

(1) 場所

鳥取市市場一丁目1番地 鳥取市立病院3階事務局内

鳥取市立病院 総務課経営戦略室（電話：0857-37-1522）

(2) 期間

平成31年4月9日から同月23日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

4 その他

(1) 応募手続き等その他すべての詳細は、募集要項による。

(2) 問い合わせ先 鳥取市立病院 総務課経営戦略室

電話：0857-37-1522

ファクシミリ：0857-37-1553